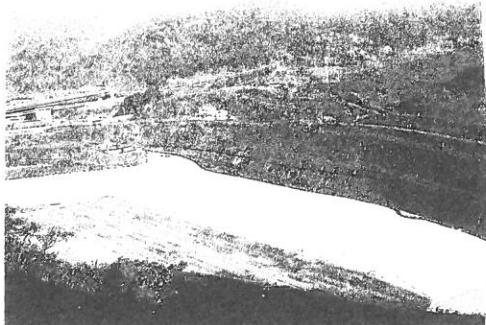


“鋸南開発”が許可されたら？

“汚染土壌処理業”の許可申請が出されている鋸南開発を視察しました(6/12)。県の担当部署を通しての視察要請でしたが「写真はだめ」「録音はだめ」と制限だらけ。場内に入り「この水はどこからどこに行くの?」「調節池の容量は?」「排水施設の機能は?」と問うても「今、訴訟中なのでコメントできません」の一点張り。

施設は昨年造られ「施設検査」は県の立ち合いが12月に行われ完了通知が3/31にあったとのこと。目の前の施設は完成したものとなっていますが、ここに汚染土壌を入れたら大雨時には水が全部あふれてしまうのでは?と思われるほど貧弱な施設でした。



採石法に基づく採石場であった場所の深堀(TP13mをTP1mまで)部分を埋め戻す必要があります。その穴を汚染土壌をもって埋めることはどう考えても許されるものではないと思われました。この点は鋸南の住民も議会も町長も主張しているところです。「汚染土壌処理業で行ってしまう事は、採石法と土対法といった違っている二つの事業をいっしょくたにしていておかしい」と。

海拔TP1mからTP13mまでは採石法上の埋め立て部分。それ以上TP31mまでを土対法上の事業。

TP13mまでが一期工事、TP21mまでが二期、TP31mまでが三期目とのことです。

鋸南町役場では白石町長から鋸南開発問題への千葉県の対応の悪さが批判されました。

鋸南の住民の方々とも意見交換をしました。住民からは、「採石法上の問題、森林法上の問題、そして土対法上の問題がそれぞれある事案。採石法の許可の事業中に新たに土壌汚染対策法の事業を入れてしまうのはオカシイ」「全国で初めてのケースである鋸南開発が認められたら、鋸南町・富山町・鴨川市にある採石場はみんな汚染土壌の埋め立て地になってしまいます」「県は法にのっとってと言うが、実際にやっている事は“跡地利用の件”でも“確約書の件”でも“採石法上の判断”でもすべてデタラメだ」と訴えられました。

先般4/26の議員選挙結果は12名の議員のうち9名は鋸南開発に反対する人が当選したこと。9名での得票率合計は77.3%。



鋸南町全体で反対している民意を反映しない政治・行政だとしたら、自治も民主主義もない県政となってしまいます。

鋸南町民の民意を実現させましょう！